6　各締約国は、意匠登録の出願人が、権限のある当局に対し当該出願人が指定する期間（自国の法令に定める期間を超えないものとする。）中に当該意匠を公開しないよう請求することができることを定める。

7　各締約国は、意匠についての保護の合計期間が、出願が行われた日又は行われたものと取り扱われる日から二十五年の期間が満了する前に終了しないことを確保する。

第十四・三十六条　複数の意匠の出願（注）

注　両締約国は、日本国が、自国の関係法令が施行された後にのみ、かつ、いかなる場合においてもこの協定の効力発生の日から六箇月以内に、この条に規定する義務を実施することを了解する。

各締約国は、一の願書によって二以上の意匠の登録を認める意匠の登録の制度を定める。

第五款　商品の登録されていない外観

第十四・三十七条　商品の登録されていない外観

1　両締約国は、意匠、著作権又は不正競争の防止に関する法令によって商品の外観を保護することができることを認識する。

2　各締約国は、自国の法令に定める範囲内で、商品の登録されていない外観を複製することによって当該外観が使用される場合において、その使用を防止するための法的手段を確保する。当該使用には、少なくとも、当該商品についての販売の申出、市場への提供、輸入及び輸出を含む。（注）

注　この条の規定の適用上、締約国は、「複製」、「外観」、「申出」及び「市場への提供」を、それぞれ「模倣」、「形態」、「展示」及び「販売」と同一の意義を有するものとみなすことができる。

3　商品の登録されていない外観についての保護期間は、両締約国のそれぞれの法令に従って少なくとも三年とする。

第六款　特許

第十四・三十八条　特許

1　各締約国は、特許が特許権者に対し次の排他的権利を与えることを確保する。

(a)　特許の対象が物である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該物の生産、使用、販売の申出若しくは販売、これらを目的とする輸入又は輸出（注）を防止する権利

注　この1の規定の適用上、締約国は、「輸出」が「販売の申出」の範囲に含まれると解釈し、「販売の申出」に関する義務を遵守することによって「輸出」に関する義務を履行することができる。

(b)　特許の対象が方法である場合には、特許権者の承諾を得ていない第三者による当該方法の使用を防止し、及び少なくとも当該方法により直接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売、これらを目的とする輸入又は輸出を防止する権利

2　各締約国は、第三者の正当な利益を考慮して、特許により与えられる排他的権利について限定的な例外を定めることができる。ただし、当該例外が特許の通常の実施を不当に妨げず、かつ、特許権者の正当な利益を不当に害しないことを条件とする。

3　両締約国は、それぞれの領域における単一の特許保護制度（統一された司法制度を含む。）を定めることの重要性を認識する。

4　両締約国は、実体的な特許法の国際的な調和、特に、猶予期間、先使用権及び係属中の特許出願の公開についての調和を促進するために引き続き協力する。

5　両締約国は、それぞれの実体的な特許審査に影響を及ぼすことなく、出願人が効率的かつ迅速な態様で特許を取得することができるようにするため、調査及び審査の結果の相互利用（例えば、特許協力条約に基づく利用その他の利用（注））を促進する協力について十分に考慮する。

注　この利用には、特許審査ハイウェイに基づくものを含めることができる。

第十四・三十九条　特許及び公衆の健康

1　両締約国は、ＷＴＯの閣僚会議において二千一年十一月十四日にドーハで採択された知的所有権の貿易関連の側面に関する協定及び公衆の健康に関するドーハ宣言の重要性を認識する。両締約国は、この章の規定に基づく権利及び義務の解釈及び実施に当たり、同宣言との整合性を確保する。

2　各締約国は、二千十七年一月二十三日に効力を生じた貿易関連知的所有権協定第三十一条の二並びに同条に関する附属書及びその付録の規定を尊重する。

第十四・四十条　医薬品（注1）及び農業用の化学品（注2）に関する特許により与えられる保護期間の延長

注1　英国については、この条に規定する「医薬品」とは、医薬品の補足的保護証明書に関する二千九年五月六日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（ＥＣ）第六九・二〇〇九号に定義する医薬品をいう。

注2　英国については、この条に規定する「農業用の化学品」とは、植物防疫製品の補足的保護証明書の作成に関する千九百九十六年七月二十三日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（ＥＣ）第一六一〇・九六号に定義する植物防疫製品をいう。

各締約国は、医薬品又は農業用の化学品に関連する発明に与えられる特許に関し、自国の関係法令に定める条件に従い、販売承認手続のため特許を与えられた発明を実施することができない期間のための補償的な保護期間を定める。最長の補償的な保護期間は、この協定の署名の日において、各締約国の関係法令により五年（注）と定められる。

注　英国については、小児に関する研究が実施され、及びその研究結果が製品情報に反映された医薬品の場合には、更に六箇月延長することができる。

第七款　営業秘密及び開示されていない試験データその他のデータ

第十四・四十一条　営業秘密の保護の範囲

1　各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条2の規定に従い、自国の法令において、営業秘密を十分かつ効果的に保護することを確保する。

2　この条及び次節第三款の規定の適用上、

(a)　「営業秘密」とは、次の全ての要件を満たす情報をいう。

(i)　情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらず、又は当該者が容易に知ることができないという意味において秘密であること。

(ii)　秘密であることにより商業的価値があること。

(iii)　情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための状況に応じた合理的な措置がとられていること。

(b)　「営業秘密の保有者」とは、営業秘密を合法的に管理する者をいう。

3　この条及び次節第三款の規定の適用上、各締約国は、自国の法令に従い、少なくとも次の行為を公正な商慣習に反するものと認めることを定める。

(a)　不法な手段により営業秘密の保有者の承諾を得ることなく営業秘密を取得すること又は合法的に営業秘密の保有者の管理の下にある文書、物体、資料、物質若しくは電子ファイル（営業秘密を含み、又は営業秘密を推測することができるもの）について許可なくアクセスし、盗取し、若しくは複製すること。

(b)　次のいずれかの条件を満たすと認められる者が、営業秘密の保有者の承諾を得ることなく営業秘密を使用し、又は開示すること。

(i)　(a)に規定する態様で営業秘密を取得したこと。

(ii)　不正な利益を得る意図又は営業秘密の保有者に損害を与える意図をもって、秘密保持に関する合意その他の営業秘密を開示しない義務に違反すること。

(iii)　不正な利益を得る意図又は営業秘密の保有者に損害を与える意図をもって、契約上の義務その他の義務であって、営業秘密の使用を制限するものに違反すること。

(c)　営業秘密の取得、使用又は開示の時点において、当該営業秘密がこれを(b)に規定する態様で開示していた他の者から直接又は間接に取得されたものであることを知っていた又はそのような状況において知っているべきであった（注）者（(b)に規定する行為を行うよう他の者を誘引した者を含む。）が当該営業秘密を取得し、使用し、又は開示すること。

注　この条の規定の適用上、締約国は、「知っているべきであった」を「知らないことについて重大な過失があった」と解釈することができる。